

令和2年度

茂原市健全化判断比率審査意見書

茂原市資金不足比率審査意見書

茂原市監査委員

茂 監 第 6 3 号
令和3年8月13日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市監査委員 風戸 博恭
茂原市監査委員 山田 広宣

茂原市健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年7月20日付け茂総務第168号にて審査に付された令和2年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度茂原市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年8月13日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.56	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.56	30.00
③実質公債費比率	10.2	25.0	35.0
④将来負担比率	107.4	350.0	

※ 令和2年度決算における本市の標準財政規模は、18,752,687千円である。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。

※ 地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項)

①実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体の財政的な健全性を図るための指標である。

令和2年度の本市の一般会計等の実質収支は、706,901千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

※ 一般会計等とは、一般会計と一般会計等に属する特別会計（公債管理特別会計等）から構成されるが、本市においては、一般会計等に属する特別会計がないため一般会計のみで算定されている。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一部の会計にとどまらず、公営事業会計を含むすべての会計を対象とし、その連結実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体全体の財政的な健全性を図るための指標である。

令和2年度の本市の実質収支は、すべての会計において黒字となり、その実質収支及び資金剰余額の合計は、2,686,215千円の黒字となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

※ 本市におけるすべての会計は下記のとおり（会計区分のイメージ参照）

【一般会計等】

- ・一般会計

【公営事業会計】

（一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計）

- ・国民健康保険　・介護保険　・後期高齢者医療　・駐車場

（公営企業会計・公営企業に係る会計）

- ・下水道（法適用企業）　・下水道（農業集落排水・法非適用企業）

③実質公債費比率（直近3か年平均値）

一般会計等が負担する地方債の元利償還金やそれに準ずる準元利償還金の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な公債費負担の規模を示す指標である。

直近3か年における算出値の平均により算定した本市の実質公債費比率は、昨年度の9.7%から0.5ポイント上昇した10.2%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率

一般会計等が将来にわたって負担すべき実質的な負債総額の標準財政規模（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対する比率であり、地方公共団体の実質的な負債の規模を示す指標である。

令和2年度の本市の将来負担比率は、昨年度の109.7%から2.3ポイント低下した107.4%であり、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

(会計区分のイメージ)

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	実質公債費比率	
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業			
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計(このほか組合等の会計を含む)	
					① 国民健康保険
					② 介護保険
					③ 後期高齢者医療
					④ 農業共済
					⑤ 老人保健医療
					⑥ 介護サービス
					⑦ 駐車場
					⑧ 交通災害共済
					⑨ 公営競技
					⑩ 公立大学附属病院
⑪ 有料道路					
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業又は地財令第46条の事業)		資金不足比率(会計ごと)に算定)		
					① 水道事業
					② 簡易水道
					③ 工業用水道
					④ 軌道
					④ 自動車運送
					④ 鉄道
					④ 船舶運航
					⑤ 電気
					⑥ ガス
					⑦ 港湾整備
					⑧ 病院
					⑨ 市場
					⑩ と畜場
⑪ 宅地造成					
⑫ 下水道					
⑬ 観光施設					
⑭ その他法適用事業					

第5 審査の意見

令和2年度の健全化判断比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回り、健全な事業運営となった。

実質公債費比率は10.2%であり、県内他市と比較し高い水準にある。前年度と比較して0.5ポイント上昇したが、これは一部事務組合の地方債に充てられた負担金が減少したものの、元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為等の増加が主な要因である。

将来負担比率は107.4%であり、県内他市と比較して依然として高い水準にある。前年度から2.3ポイント低下したが、これは財政調整基金等の充当可能財源が減少したものの、地方消費税交付金等の標準税収入額等が増加したことによるものである。しかしながら、一般廃棄物最終処分場や公立長生病院、消防など、長生郡市広域市町村圏組合における事業規模の大きな施設整備や改修等が予定されており、将来負担比率の上昇が懸念される。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による市税の減収が予測される中、国・県支出金等を積極的に活用した事業を展開するとともに、将来を見据えた計画的な事業執行に取り組み健全な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和2年度茂原市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年7月20日から令和3年8月13日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、下水道事業会計、特別会計農業集落排水事業費ともに資金不足額が生じていないため算定されなかった。

資金不足比率の状況

(単位：%)

	区 分	令和2年度資金不足比率	経営健全化基準
法適用	下水道事業会計	—	20.0
法非適用	特別会計 農業集落排水事業費	—	20.0

※ 地方公共団体は、上記の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

第5 審査の意見

令和2年度の資金不足比率は、各会計において算定されなかった。

下水道事業は、令和元年度の公営企業会計への移行から2年が経過し、その間、既存施設や設備の老朽化に伴う維持管理や更新投資のほか、令和元年10月25日の大雨被害による復旧工事の実施など多額の費用が発生したものの、資金不足は生じていないことから適正な経営といえる。

しかしながら、企業会計の経営は事業の収益をもって行われるものであることから、災害対応や事業の赤字転落などの様々なリスクを想定した対策を検討するなど、リスク回避を念頭に事業を展開していく必要がある。

また、令和6年度から公営企業会計へ移行する農業集落排水事業においても同様であり、経営という意識を常に念頭に置き事業を執行されたい。